

資料2－6

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SA43H-9 r. 2.1
提出年月日	令和5年6月23日

泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について
(重大事故等対処設備)
補足説明資料
比較表

43条

令和5年6月
北海道電力株式会社

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
共-2 重大事故等対処設備の設備分類等	共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について	共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について	
<p>1. 重大事故等対処設備の選定について</p> <p>重大事故等対処設備の選定にあたっては、手順と設備を整合させる観点から、設置許可添付十（技術的能力）と添付八（設備）において、共通の重大事故等対処設備を抽出して記載するが、これらに加えて以下の設備を重大事故等対処設備とする。</p> <p>① 重大事故等時に流路を形成する設備</p> <p>② 重大事故等時に使用する、原子炉トリップ信号で動作する系統に含まれる設備である原子炉トリップしゃ断器及び制御棒クラスタ</p> <p>③ その他重大事故等時に使用する設備（有効性評価において使用する設備）：蓄圧タンク・蓄圧タンク出口弁・余熱除去ポンプ入口弁等</p> <p>①については、原則として既設置許可で登録されている設備（配管を除く）を記載しているが、以下については、設置許可に記載すべき設備として抽出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配管であっても「1次冷却材管」「加圧器サージ管」「主蒸気管」は、既設置許可に登録されていることから記載する。 ・「貯水槽」「海水ポンプ室」は、既設置許可には記載が無いが、重大事故等時に海水ポンプの流路として使用するため今回新たに記載する。 ・「海水ストレーナ」は、既設置許可には記載が無いが、重大事故等時に可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口として特別な使い方をするため今回新たに記載する。これらをまとめて別紙1に示す。 また、重大事故等の対処に使用するものについては、重大事故等対処設備、多様性拡張設備（設置許可添付十）を記載しているが、これら以外のものについては、以下の判断基準により「その他資機材」として整理した。 ・重大事故等対処設備の移動、運搬に活用する車両等のうち以下のもの ・構内に代用可能な車両があり、他の運搬手段で代替可能なもの ・人力でも有効性評価時間内に対応可能であるが、省力化のため導入するもの ・構内に複数保有しており、速やかに入手できる汎用工具等 ・放射線防護具等、構内に十分な予備が保管されている資材（ゴム手袋、タイバック、マスク、靴下等の装着品、エリア設定に用いるバリア、鉛遮へい等） ・消耗品（乾電池、テープ、ガスケット等） <p>表1に、「その他資機材」として整理した主なものを示す。</p>	<p>1 重大事故等対処設備</p> <p>1.1 重大事故等対処設備について</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、炉心、使用済燃料プール内の燃料体等及び運転停止中における発電用原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、原子炉格納容器の破損及び発電所外への放射性物質の異常な放出を防止するために、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。）第三章（重大事故等対処施設）にて定められる重大事故等対処設備として以下の設備を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第43条 アクセスルートを確保するための設備 ・第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 ・第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ・第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 ・第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ・第48条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 ・第49条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 ・第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 ・第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 ・第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 ・第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 ・第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 ・第55条 工場等外（以下「発電所外」という。）への放射性物質の拡散を抑制するための設備 ・第56条 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 ・第57条 電源設備 ・第58条 計装設備 ・第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 ・第60条 監視測定設備 ・第61条 緊急時対策所 ・第62条 通信連絡を行うために必要な設備 <p>これらの設備については、[A]新たに重大事故等に対処する機能を付加させた設備に加え、当該設備が機能を發揮するため必要な系（水源から注水先まで、流路を含む。）までを含むものとする。</p>	<p>1 重大事故等対処設備</p> <p>1.1 重大事故等対処設備について</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、炉心、使用済燃料ピット内の燃料体等及び運転停止中における発電用原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、原子炉格納容器の破損及び発電所外への放射性物質の異常な放出を防止するために、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。）第三章（重大事故等対処施設）にて定められる重大事故等対処設備として以下の設備を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第43条 アクセスルートを確保するための設備 ・第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 ・第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ・第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 ・第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ・第48条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 ・第49条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 ・第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 ・第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 ・第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 ・第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 ・第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 ・第55条 工場等外（以下「発電所外」という。）への放射性物質の拡散を抑制するための設備 ・第56条 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 ・第57条 電源設備 ・第58条 計装設備 ・第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 ・第60条 監視測定設備 ・第61条 緊急時対策所 ・第62条 通信連絡を行うために必要な設備 <p>これらの設備については、[A]新たに重大事故等に対処する機能を付加させた設備に加え、当該設備が機能を揮するため必要な系（水源から注水先まで、流路を含む。）までを含むものとする。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する上記 a. 以外の常設のもの</p> <p>e. 常設重大事故緩和設備（設計基準拡張） 設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する上記 c. 以外の常設のもの</p> <p>f. 常設重大事故等対処設備のうち防止でも緩和でもない設備 常設重大事故等対処設備のうち、上記 a., b., c., d., e. 以外の常設設備で、防止又は緩和の機能がないもの</p> <p>(2) 可搬型重大事故等対処設備 重大事故等対処設備のうち可搬型のもの</p> <p>g. 可搬型重大事故防止設備 重大事故防止設備のうち可搬型のもの</p> <p>h. 可搬型重大事故緩和設備 重大事故緩和設備のうち可搬型のもの</p> <p>i. 可搬型重大事故防止設備（設計基準拡張） 設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する上記 g. 以外の可搬型のもの（ただし、女川原子力発電所2号炉においては、本分類に該当する設備はなし）</p> <p>j. 可搬型重大事故緩和設備（設計基準拡張） 設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する上記 h. 以外の可搬型のもの（ただし、女川原子力発電所2号炉においては、本分類に該当する設備はなし）</p> <p>k. 可搬型重大事故等対処設備のうち防止でも緩和でもない設備 可搬型重大事故等対処設備のうち、上記 g., h., i., j. 以外の可搬型設備で、防止又は緩和の機能がないもの</p> <p>重大事故等対処設備の分類の概念を図1に示す。</p>	<p>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する上記 a. 以外の常設のもの</p> <p>e. 常設重大事故緩和設備（設計基準拡張） 設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する上記 c. 以外の常設のもの</p> <p>f. 常設重大事故等対処設備のうち防止でも緩和でもない設備 常設重大事故等対処設備のうち、上記 a., b., c., d., e. 以外の常設設備で、防止又は緩和の機能がないもの</p> <p>(2) 可搬型重大事故等対処設備 重大事故等対処設備のうち可搬型のもの</p> <p>g. 可搬型重大事故防止設備 重大事故防止設備のうち、可搬型のもの</p> <p>h. 可搬型重大事故緩和設備 重大事故緩和設備のうち可搬型のもの</p> <p>i. 可搬型重大事故防止設備（設計基準拡張） 設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する上記 g. 以外の可搬型のもの（ただし、泊発電所3号炉においては、本分類に該当する設備はなし）</p> <p>j. 可搬型重大事故緩和設備（設計基準拡張） 設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する上記 h. 以外の可搬型のもの（ただし、泊発電所3号炉においては、本分類に該当する設備はなし）</p> <p>k. 可搬型重大事故等対処設備のうち防止でも緩和でもない設備 可搬型重大事故等対処設備のうち、上記 g., h., i., j. 以外の可搬型設備で、防止又は緩和の機能がないもの</p> <p>重大事故等対処設備の分類の概念を図1に示す。</p>	

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図1 重大事故等対処設備の区分について</p> <p>(分類例)</p> <ul style="list-style-type: none"> A: ATWS機器(は2台・常設耐震重要装置) B: 振動抑制装置(は2台・常設耐震重要装置) C: 常設耐震重要装置(は2台・常設耐震重要装置) D: 常設耐震重要装置(は2台・常設耐震重要装置) E: 特別耐震重要装置(は2台・常設耐震重要装置) F: 可燃性ガス吸収装置(は1台・常設耐震重要装置) G: 可燃性ガス吸収装置(は1台・常設耐震重要装置) 	<p>図1 重大事故等対処設備の分類</p>	<p>図1 重大事故等対処設備の分類</p>	

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>1.3 重大事故等対処設備の選定の考え方について 1.1に示した重大事故等対処設備については、図2に示す選定及び分類フローに基づき、それぞれ以下のとおり選定し、かつ1.2に示した設備分類に分類する。</p> <p>(1) 対象設備の選定 1.1に示したとおり、『重大事故等対処設備』とは、設置許可基準規則第三章（重大事故等対処施設）に定められる設備である。設置許可基準規則第三章には第37条～第62条の26条文があり、このうち、選定した重大事故等対処施設の有効性の評価を求める条文である第37条、重大事故等対処施設全般に対する要求を示した条文である第38条～第41条を除く21条文に適合するために必要な設備が対象となる。なお、各条文に適合するために必要な設備ではなく、かつ設計基準対象施設にも該当しない設備は、自主対策設備である。</p> <p>(2) 設計基準対象施設と重大事故等対処設備の分類 1.1に示したとおり、(1)に示す21条文に適合するために必要な設備には、新たに重大事故等に対処する機能を付加させた設備、及び当該設備が機能を発揮するために必要な系統（水源から注水先まで、流路を含む。）が含まれるものとする。 一方、設計基準対象施設の機能を重大事故等発生時に期待する場合において、上記設備に該当しないものは、重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置づける。これは、設計基準対象施設として設計されており、かつ新たに機能を付加させていない設備については、設計基準対象施設としての機能を重大事故等発生時に流用しているものであるが、使用環境等が異なる可能性があるため、当該使用環境において使用できること等を評価によって示すためである。 この考え方方は、「実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド」2.2.2有効性評価の共通解析条件に記載されている以下の内容にも合致するものである。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備の適用条件 b. 故障を想定した設備を除き、設備の機能を期待することの妥当性（原子炉の圧力、温度及び水位等）が示された場合には、その機能を期待できる。</p> <p>すなわち、重大事故等対処設備の有効性評価においては、有効性を確認したい重大事故等対処設備以外は、機能を期待することが妥当な設計基準対象施設を含めることができるということであり、このような設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置づけるものである。</p>	<p>1.3 重大事故等対処設備の選定の考え方について 1.1に示した重大事故等対処設備については、図2に示す選定及び分類フローに基づき、それぞれ以下のとおり選定し、かつ1.2に示した設備分類に分類する。</p> <p>(1) 対象設備の選定 1.1に示したとおり、『重大事故等対処設備』とは、設置許可基準規則第三章（重大事故等対処施設）に定められる設備である。設置許可基準規則第三章には第37条～第62条の26条文があり、このうち、選定した重大事故等対処施設の有効性の評価を求める条文である第37条、重大事故等対処施設全般に対する要求を示した条文である第38条～第41条を除く21条文に適合するために必要な設備が対象となる。なお、各条文に適合するために必要な設備ではなく、かつ設計基準対象施設にも該当しない設備は、自主対策設備である。</p> <p>(2) 設計基準対象施設と重大事故等対処設備の分類 1.1に示したとおり、(1)に示す21条文に適合するために必要な設備には、新たに重大事故等に対処する機能を付加させた設備、及び当該設備が機能を発揮するために必要な系統（水源から注水先まで、流路を含む。）が含まれるものとする。 一方、設計基準対象施設の機能を重大事故等発生時に期待する場合において、上記設備に該当しないものは、重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置づける。これは、設計基準対象施設として設計されており、かつ新たに機能を付加させていない設備については、設計基準対象施設としての機能を重大事故等発生時に流用しているものであるが、使用環境等が異なる可能性があるため、当該使用環境において使用できること等を評価によって示すためである。 この考え方方は、「実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド」2.2.2有効性評価の共通解析条件に記載されている以下の内容にも合致するものである。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備の適用条件 b. 故障を想定した設備を除き、設備の機能を期待することの妥当性（原子炉の圧力、温度及び水位等）が示された場合には、その機能を期待できる。</p> <p>すなわち、重大事故等対処設備の有効性評価においては、有効性を確認したい重大事故等対処設備以外は、機能を期待することが妥当な設計基準対象施設を含めることができるということであり、このような設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置づけるものである。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>なお、第44条に適合するために必要な設備のうち、ほう酸水注入系については、第25条に定められる反応度制御系及び原子炉停止系に該当する設計基準対象施設であり、原子炉に注入することで反応度を制御するための設備である点は変更がない。しかし、当該系統の効果に期待する「原子炉停止機能喪失」事象が新たに重大事故等として明確に位置づけられたことから、重大事故等対処設備にも該当する設備と整理し、重大事故等対処設備（設計基準拡張）には位置づけないことをとする。</p> <p>また、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」で設置を要求される設備についても、同様に、重大事故等対処設備と整理されるか、重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置づけられるかの分類を実施する。</p> <p>例えば、同審査基準 1. 2【解釈】1 (3) a)</p> <p>「重大事故等の進展を抑制するため、ほう酸水注入系（S L C S）又は制御棒駆動機構（C R D）等から注水する手順等を整備すること。（BWRの場合）」</p> <p>で要求される手順にて使用するほう酸注入系又は制御棒駆動水圧系を用いた注水（事象緩和のみの少量注水）は、設計基準対象施設 兼 重大事故等対処設備であるほう酸注入系又は設計基準対象施設である制御棒駆動水圧系を重大事故等発生時の高圧注水の用途に流用して使用するものであり、本来の機能を発揮させる方法で使用した結果としてほう酸水を発電用原子炉へ注入するものである。本要求に対しては、設計基準対象施設 兼 重大事故等対処設備である化学体積制御設備をもって適合することとし、高圧注入系について新たな分類は付加しないこととする。</p>	<p>なお、第44条に適合するために必要な設備のうち、ほう酸水注入に使用する化学体積制御設備については、第25条に定められる反応度制御系及び原子炉停止系に該当する設計基準対象施設であり、原子炉に注入することで反応度を制御するための設備である点は変更がない。しかし、当該系統の効果に期待する「原子炉停止機能喪失」事象が新たに重大事故等として明確に位置づけられたことから、重大事故等対処設備にも該当する設備と整理し、重大事故等対処設備（設計基準拡張）には位置づけないことをとする。</p> <p>一方、第44条に要求されるほう酸水注入を実施する設備のうち、非常用炉心冷却設備のうち高圧注入系の高圧注入ポンプを用いたほう酸水注入は、設計基準対象施設 兼 重大事故等対処設備である高圧注入系を、重大事故等発生時に1次冷却材圧力が高圧注入ポンプ注入圧力未満であればほう酸水注入の用途に流用して使用するものであり、本来の機能を発揮させる方法で使用した結果としてほう酸水を発電用原子炉へ注入するものである。本要求に対しては、設計基準対象施設 兼 重大事故等対処設備である化学体積制御設備をもって適合することとし、高圧注入系について新たな分類は付加しないこととする。</p> <p>また、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」で設置を要求される設備についても、同様に、重大事故等対処設備と整理されるか、重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置づけられるかの分類を実施する。</p>	<p>【女川】 PWR固有の整理 ・ほう酸水を注入する設備として、化学体積制御設備を用いる手段に加え、非常用炉心冷却設備のうち高圧注入系を用いる手段があるが、高圧注入系を用いる手段は1次冷却材圧力が高圧注入ポンプ注入圧力未満である場合にほう酸水注入が可能な手段であり、重大事故等対処設備の分類は付加せず、技術的能力1.1において自主対策設備と位置付ける。（大飯と同様の整理）</p> <p>【女川】 技術的能力審査基準 1. 2【解釈】1 (3) 重大事故等の進展抑制 は、BWR固有の要求事項であり、PWRにおいて該当する手順はない。</p>

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>なお、同審査基準1.14【解釈】1(1)c)</p> <p>「複数号機設置されている工場等では、号機間の電力融通を行えるようにしておくこと。また、敷設したケーブル等が利用できない状況に備え、予備のケーブル等を用意すること。」</p> <p>で要求される手順にて使用する号機間電力融通用の予備ケーブルは、女川原子力発電所2号炉は単号機申請であることから、対象外である。</p> <p>(3) 特定重大事故等対処施設の除外</p> <p>第42条に適合するためだけに必要な設備は『特定重大事故等対処施設』であり、本申請内容には該当しないため除外する。</p>	<p>例えば、同審査基準1.14【解釈】1(1)c)</p> <p>「複数号機設置されている工場等では、号機間の電力融通を行えるようにしておくこと。また、敷設したケーブル等が利用できない状況に備え、予備のケーブル等を用意すること。」</p> <p>で要求される手順にて使用する号機間電力融通用の予備ケーブルは、泊発電所3号炉は単号機申請であることから、対象外である。</p> <p>(3) 特定重大事故等対処施設の除外</p> <p>第42条に適合するためだけに必要な設備は『特定重大事故等対処施設』であり、本申請内容には該当しないため除外する。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 重大事故等対処設備が代替する機能を有する設計基準事故対処設備の記載については、以下のとおりとする。</p> <p>① (1) ①(a)-1, ①(a)-2 については、代替する機能を有する設計基準事故対処設備の名称、及び当該設備の耐震重要度分類を記載する。代替する機能を担保する設計基準事故対処設備が複数あり、耐震重要度分類が異なる場合には、最も上位の耐震重要度分類を記載する。</p> <p>② (1) ①(b) 及び①(c)については、代替する機能を有する設計基準事故対処設備は無いため、「—」を記載する。</p> <p>③ (1) ②(a)については、重大事故防止設備に該当するものについては、代替する機能を有する設計基準事故対処設備の名称を記載し、重大事故緩和設備に該当するものについては、代替する機能を有する設計基準事故対処設備は無いため、「—」を記載する。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">内容比較用に、次頁に再掲</p>			
<p>(3) 重大事故等対処設備の重大事故等クラスの記載については、以下のとおりとする。</p> <p>① 「SA-2」：技術基準規則に規定されている「重大事故等クラス2容器」、「重大事故等クラス2管」、「重大事故等クラス2ポンプ」又は「重大事故等クラス2弁」のいずれかに該当するもの</p> <p>② 「SA-3」：技術基準規則に規定されている「重大事故等クラス3容器」、「重大事故等クラス3管」、「重大事故等クラス3ポンプ」又は「重大事故等クラス3弁」のいずれかに該当するもの。</p> <p>③ 「—」：SA-2 にも SA-3 にも属さないもの。</p>	<p>(4) 防止設備、緩和設備の分類</p> <p>重大事故等対処設備（設計基準拡張）を除き、重大事故を防止するために必要な設備は『重大事故防止設備』、重大事故の影響の緩和を行うために必要な設備は『重大事故緩和設備』と整理する。両方に該当する場合は『重大事故防止設備兼重大事故緩和設備』と整理し、いずれにも該当しない場合は『防止でも緩和でもない設備』とする。</p> <p>以上を踏まえ、重大事故対処設備の設備分類等を表1に示す。なお、記載は以下のとおりとする。</p> <p>a. 設備種別 「常設」又は「可搬型」を記載する。</p> <p>b. 機器クラス 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の第二条（定義）に基づき、重大事故等クラスを記載する。常設のもののうち容器、管、ポンプ及び弁については、「SA-2」（重大事故等クラス2）を記載し、それ以外については、「—」を記載する。可搬型のもののうち容器、管、ポンプ及び弁については、「SA-3」（重大事故等クラス3）を記載し、それ以外については、「—」を記載する。</p> <p>内燃機関については、「発電用火力設備に関する技術基準」を準用することから、「—」を記載する。</p>	<p>(4) 防止設備、緩和設備の分類</p> <p>重大事故等対処設備（設計基準拡張）を除き、重大事故を防止するために必要な設備は『重大事故防止設備』、重大事故の影響の緩和を行うために必要な設備は『重大事故緩和設備』と整理する。両方に該当する場合は『重大事故防止設備兼重大事故緩和設備』と整理し、いずれにも該当しない場合は『防止でも緩和でもない設備』とする。</p> <p>以上を踏まえ、重大事故対処設備の設備分類等を表1に示す。なお、記載は以下のとおりとする。</p> <p>a. 設備種別 「常設」又は「可搬型」を記載する。</p> <p>b. 機器クラス 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の第二条（定義）に基づき、重大事故等クラスを記載する。常設のもののうち容器、管、ポンプ及び弁については、「SA-2」（重大事故等クラス2）を記載し、それ以外については、「—」を記載する。可搬型のもののうち容器、管、ポンプ及び弁については、「SA-3」（重大事故等クラス3）を記載し、それ以外については、「—」を記載する。</p> <p>内燃機関については、「発電用火力設備に関する技術基準」を準用することから、「—」を記載する。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 重大事故等対処設備が代替する機能を有する設計基準事 故対処設備の記載については、以下のとおりとする。</p> <p>① (1) ①(a)-1, ①(a)-2 については、代替する機能を有する 設計基準事故対処設備の名称、及び当該設備の耐震重要度 分類を記載する。代替する機能を担保する設計基準事故対処 設備が複数あり、耐震重要度分類が異なる場合には、最も上 位の耐震重要度分類を記載する。</p> <p>② (1) ①(b) 及び①(c)については、代替する機能を有する 設計基準事故対処設備は無いため、「-」を記載する。</p> <p>③ (1) ②(a)については、重大事故防止設備に該当するもの については、代替する機能を有する設計基準事故対処設備の 名称を記載し、重大事故緩和設備に該当するものについては、 代替する機能を有する設計基準事故対処設備は無いため、「-」 を記載する。</p> <p style="text-align: center;">内容比較用に、前頁の記載を再掲</p>	<p>c. 重大事故等対処設備が代替する機能を有する設計基準 対象施設</p> <p>(a) 重大事故等対処設備（計装設備（設置許可基準規則 第58条）を除く。）について、代替する機能を有する 設計基準対象施設がある場合は、その名称及び耐震重 要度分類を記載し、代替する機能を有する設計基準対 象施設がない場合は、「-」を記載する。</p> <p>重大事故等対処設備のうち、重大事故等時に設計基 準対象施設としての機能を期待するため、設計基準対 象施設であり、かつ重大事故等対処設備である設備に ついては、() 内に当該設備を記載する。</p> <p>(b) 計装設備（設置許可基準規則第58条）は、主要設 備の計測が困難となった場合の重要代替監視バラメ ータの名称及び耐震重要度を記載する。重要代替監視 バラメータがない場合は、「-」を記載する。</p> <p>なお、計装設備のうち、その他（重大事故等対処設 備を活用する手順等の着手の判断基準として用いる 補助バラメータ）については、設置許可基準規則第 58条への適合方針に従い、重大事故等対処設備に位 置づけるものの代替バラメータは設定しないことか ら、上記 (a) に従って記載する。</p>	<p>c. 重大事故等対処設備が代替する機能を有する設計基準 対象施設</p> <p>(a) 重大事故等対処設備（計装設備（設置許可基準規則 第58条）を除く。）について、代替する機能を有する 設計基準対象施設がある場合は、その名称及び耐震重 要度分類を記載し、代替する機能を有する設計基準対 象施設がない場合は、「-」を記載する。</p> <p>重大事故等対処設備のうち、重大事故等時に設計基 準対象施設としての機能を期待するため、設計基準対 象施設であり、かつ重大事故等対処設備である設備に ついては、() 内に当該設備を記載する。</p> <p>(b) 計装設備（設置許可基準規則第58条）は、主要設 備の計測が困難となった場合の重要代替監視バラメ ータの名称及び耐震重要度を記載する。重要代替監視 バラメータがない場合は、「-」を記載する。</p> <p>なお、計装設備のうち、その他（重大事故等対処設 備を活用する手順等の着手の判断基準として用いる 補助バラメータ）については、設置許可基準規則第 58条への適合方針に従い、重大事故等対処設備に位 置づけるものの代替バラメータは設定しないことか ら、上記 (a) に従って記載する。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共-1 重大事故等対応設備の設備分類及び選定について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>Flowchart illustrating the selection and determination process for major accident response equipment at 女川原子力発電所2号炉 (Narita Nuclear Power Plant Unit 2). The process starts with identifying equipment required for specific emergency situations (e.g., fire, flooding, etc.). It branches into determining the type of equipment (e.g., fire extinguishing, water supply, etc.) and then selecting specific equipment models. The final step is to determine the number of units required based on the selected equipment.</p> <p>図2 重大事故等対応設備の選定及び分析フロー</p>	<p>Flowchart illustrating the selection and determination process for major accident response equipment at 泊発電所3号炉 (Port Naka Nuclear Power Plant Unit 3). The process follows a similar structure to 女川原子力発電所2号炉, but includes additional steps related to the unique features of BWR equipment, such as fire protection for the reactor building and emergency shutdown systems.</p> <p>図2 重大事故等対応設備の選定及び分析フロー</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について</p> <p>(1) 可搬型重大事故等対処設備の必要数及び予備数について</p> <p><基本的考え方></p> <p>可搬型重大事故等対処設備の必要数及び予備数の確保の基本的考え方については、基準規則43条3項1号「想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。」に基づき、次のとおりとする。</p> <p>必要な容量として、基準規則の解釈43条5項(c)「当該原子炉において想定する重大事故等において、炉心損傷防止及び格納容器破損防止等のために有効な機能を果たすことができる容量」を満足する数量（以下、必要数：「N」という。）を確保する。</p> <p>また、十分に余裕のある容量として、必要数に加え、基準規則の解釈43条5項(a)及び(b)を踏まえて、以下のとおりとする。</p> <p>① 可搬型重大事故等対処設備の区分に応じた十分に余裕のある容量の確保の考え方</p> <p>(ア) 可搬型重大事故等対処設備のうち、可搬型代替電源設備及び可搬型注水設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）は、基準規則の解釈43条5項(a)により、「1基当たり2セット以上を持つこと。これに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを工場等全体で確保すること。」を要求されていることから、設備に応じた必要数を2セット（2N）と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを確保する。</p> <p>(イ) 可搬型直流電源設備等であって負荷に直接接続するものは、基準規則の解釈43条5項(b)により、「1負荷当たり1セットに、工場等全体で故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを加えた容量を持つこと。」を要求されていることから、設備に応じた必要数を1セット（1N）と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを確保する。</p> <p>なお、可搬型直流電源設備等であって負荷に直接接続するものは、可搬型バッテリ・窒素ボンベ・可搬式整流器とする。</p> <p>(ウ) (ア)及び(イ)以外の可搬型重大事故等対処設備は、(イ)と同様の考え方従い、必要数1セット（1N）と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを確保する。</p> <p>② 可搬型重大事故等対処設備のバックアップ（予備）数の確保の考え方</p> <p>バックアップ（予備）数については、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを考慮するものとし、保守点検時であっても故障時のバックアップが確保された状態するために、保守点検実施時期、保守点検内容、保守点検実施時の対応を勘案し、バックアップ保有数（α）を選定する。</p>			<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映 ・泊、女川とも左記考え方相当する内容を「共-4 可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について」に整理する。

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>以上の考え方をフローにしたものを図2に示す。</p>			

図2 可搬型重大事故等対処設備のバックアップ保有数選定フロー

(2) 可搬型重大事故等対処設備の保有数の考え方について

- (ア) 可搬型重大事故等対処設備のうち、可搬型代替電源設備及び可搬型注水設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）は、 $2N+1$ ((1) ②により、バックアップが「2」必要と判断したものは $2N+2$ ）を保有する。
(イ) 可搬型直流電源設備等であって負荷に直接接続するもの（可搬型バッテリ・窒素ボンベ・可搬式整流器）は、 $N+1$ ((1) ②により、バックアップが「2」必要と判断したものは $N+2$ ）を保有する。

(ウ) (ア)・(イ)以外の可搬型重大事故等対処設備（例：タンクローリー等）は、 $N+1$ ((1) ②により、バックアップが「2」必要と判断したものは $N+2$ ）を保有する。

(3) 可搬型重大事故等対処設備の保有数の設置許可上の記載について

- (ア) 可搬型重大事故等対処設備のうち、可搬型代替電源設備及び可搬型注水設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）は、 $2N+1$ ((1) ②により、バックアップが「2」必要と判断したものは $2N+2$ ）を記載する。
(イ) 可搬型直流電源設備等であって負荷に直接接続するもの（可搬型バッテリ・窒素ボンベ・可搬式整流器）は、 $N+1$ ((1) ②により、バックアップが「2」必要と判断したものは $N+2$ ）を記載する。

(ウ) (ア)・(イ)以外の可搬型重大事故等対処設備は、 $N+1$ ((1) ②により、バックアップが「2」必要と判断したものは $N+2$ ）を記載する。

別紙3に可搬型重大事故等対処設備の一覧表を保有数量の考え方とともに示す。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共-1 重大事故等対応設備の設備分類及び選定について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																										
<p style="text-align: center;">別紙1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">重大事故等対策において流路機能を有する設備</th> <th>既設置許可の記載箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>原子炉容器</td><td>1次冷却設備</td></tr> <tr> <td>2</td><td>加圧器</td><td>1次冷却設備</td></tr> <tr> <td>3</td><td>蒸気発生器</td><td>1次冷却設備</td></tr> <tr> <td>4</td><td>1次冷却材ポンプ</td><td>1次冷却設備</td></tr> <tr> <td>5</td><td>1次冷却材管</td><td>1次冷却設備</td></tr> <tr> <td>6</td><td>加圧器サージ管</td><td>1次冷却設備</td></tr> <tr> <td>7</td><td>使用済燃料ピット</td><td>燃料取扱及び貯蔵設備</td></tr> <tr> <td>8</td><td>海水泵</td><td>※1</td></tr> <tr> <td>9</td><td>海水ポンプ室</td><td>※1</td></tr> <tr> <td>10</td><td>A、B海水ストレーナ</td><td>※2</td></tr> <tr> <td>11</td><td>A、B原子炉機冷却水冷却器</td><td>原子炉機冷却水設備</td></tr> <tr> <td>12</td><td>A、B余熱除去冷却器</td><td>非常用炉心冷却設備 余熱除去設備</td></tr> <tr> <td>13</td><td>中央制御室空調ユニット</td><td>換気空調設備</td></tr> <tr> <td>14</td><td>ほう酸フィルタ</td><td>化学体積制御設備</td></tr> <tr> <td>15</td><td>再生熱交換器</td><td>化学体積制御設備</td></tr> <tr> <td>16</td><td>A、B格納容器スプレイ冷却器</td><td>原子炉格納容器スプレイ設備</td></tr> <tr> <td>17</td><td>主蒸気管</td><td>主蒸気系統設備</td></tr> <tr> <td>18</td><td>排気筒</td><td>換気空調設備</td></tr> <tr> <td>19</td><td>原子炉格納容器</td><td>原子炉格納施設</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 既設置許可には記載が無いが、重大事故等時に海水ポンプの流路として使用するため今回新たに記載する。</p> <p>※2 既設置許可には記載が無いが、重大事故等時に可燃型重大事故等対応設備と常設設備との接続口として特別な使い方をするため今回新たに記載する。</p>	重大事故等対策において流路機能を有する設備		既設置許可の記載箇所	1	原子炉容器	1次冷却設備	2	加圧器	1次冷却設備	3	蒸気発生器	1次冷却設備	4	1次冷却材ポンプ	1次冷却設備	5	1次冷却材管	1次冷却設備	6	加圧器サージ管	1次冷却設備	7	使用済燃料ピット	燃料取扱及び貯蔵設備	8	海水泵	※1	9	海水ポンプ室	※1	10	A、B海水ストレーナ	※2	11	A、B原子炉機冷却水冷却器	原子炉機冷却水設備	12	A、B余熱除去冷却器	非常用炉心冷却設備 余熱除去設備	13	中央制御室空調ユニット	換気空調設備	14	ほう酸フィルタ	化学体積制御設備	15	再生熱交換器	化学体積制御設備	16	A、B格納容器スプレイ冷却器	原子炉格納容器スプレイ設備	17	主蒸気管	主蒸気系統設備	18	排気筒	換気空調設備	19	原子炉格納容器	原子炉格納施設	<p style="text-align: center;">【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映
重大事故等対策において流路機能を有する設備		既設置許可の記載箇所																																																											
1	原子炉容器	1次冷却設備																																																											
2	加圧器	1次冷却設備																																																											
3	蒸気発生器	1次冷却設備																																																											
4	1次冷却材ポンプ	1次冷却設備																																																											
5	1次冷却材管	1次冷却設備																																																											
6	加圧器サージ管	1次冷却設備																																																											
7	使用済燃料ピット	燃料取扱及び貯蔵設備																																																											
8	海水泵	※1																																																											
9	海水ポンプ室	※1																																																											
10	A、B海水ストレーナ	※2																																																											
11	A、B原子炉機冷却水冷却器	原子炉機冷却水設備																																																											
12	A、B余熱除去冷却器	非常用炉心冷却設備 余熱除去設備																																																											
13	中央制御室空調ユニット	換気空調設備																																																											
14	ほう酸フィルタ	化学体積制御設備																																																											
15	再生熱交換器	化学体積制御設備																																																											
16	A、B格納容器スプレイ冷却器	原子炉格納容器スプレイ設備																																																											
17	主蒸気管	主蒸気系統設備																																																											
18	排気筒	換気空調設備																																																											
19	原子炉格納容器	原子炉格納施設																																																											

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由																																																			
<table border="1"> <caption>第42条 重大事故等対処設備</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">設備名</th> <th colspan="4">設備分類</th> </tr> <tr> <th>設備別</th> <th>設備名</th> <th>代用する機器等を含む設備の主要な対応設備</th> <th>設備種別</th> <th>重大事故等対応設備</th> <th>重大事故等対応設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アクシデント・マネジメント</td> <td>アラームシステム</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>可燃性ガス監視装置</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設備名		設備分類				設備別	設備名	代用する機器等を含む設備の主要な対応設備	設備種別	重大事故等対応設備	重大事故等対応設備	アクシデント・マネジメント	アラームシステム	—	—	可燃性ガス監視装置	—	<table border="1"> <caption>第42条 重大事故等対処設備</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">設備名</th> <th colspan="4">設備分類</th> </tr> <tr> <th>設備別</th> <th>設備名</th> <th>代用する機器等を含む設備の主要な対応設備</th> <th>設備種別</th> <th>重大事故等対応設備</th> <th>重大事故等対応設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アクシデント・マネジメント</td> <td>アラームシステム</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>可燃性ガス監視装置</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設備名		設備分類				設備別	設備名	代用する機器等を含む設備の主要な対応設備	設備種別	重大事故等対応設備	重大事故等対応設備	アクシデント・マネジメント	アラームシステム	—	—	可燃性ガス監視装置	—	<table border="1"> <caption>第42条 重大事故等対処設備</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">設備名</th> <th colspan="4">設備分類</th> </tr> <tr> <th>設備別</th> <th>設備名</th> <th>代用する機器等を含む設備の主要な対応設備</th> <th>設備種別</th> <th>重大事故等対応設備</th> <th>重大事故等対応設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アクシデント・マネジメント</td> <td>アラームシステム</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>可燃性ガス監視装置</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設備名		設備分類				設備別	設備名	代用する機器等を含む設備の主要な対応設備	設備種別	重大事故等対応設備	重大事故等対応設備	アクシデント・マネジメント	アラームシステム	—	—	可燃性ガス監視装置	—	<p>(43条) 【女川・大飯】 使用機材の相違</p> <p>以降の一覧表は、各条本文の進捗と整合を図り、 ・用語の修正 ・重大事故等対処設備（設計基準拡張）の追加 等を行った。</p>
設備名		設備分類																																																							
設備別	設備名	代用する機器等を含む設備の主要な対応設備	設備種別	重大事故等対応設備	重大事故等対応設備																																																				
アクシデント・マネジメント	アラームシステム	—	—	可燃性ガス監視装置	—																																																				
設備名		設備分類																																																							
設備別	設備名	代用する機器等を含む設備の主要な対応設備	設備種別	重大事故等対応設備	重大事故等対応設備																																																				
アクシデント・マネジメント	アラームシステム	—	—	可燃性ガス監視装置	—																																																				
設備名		設備分類																																																							
設備別	設備名	代用する機器等を含む設備の主要な対応設備	設備種別	重大事故等対応設備	重大事故等対応設備																																																				
アクシデント・マネジメント	アラームシステム	—	—	可燃性ガス監視装置	—																																																				

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BW固有の設備や対応手段であり、泊号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色: 女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BW固有の設備や対応手段であり、泊号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由 (47条)																																																																																																																																																																																																
		<p style="text-align: center;">第47条 個別的冷却材注力パラメタリゼーションを実施するための措置（10／12）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">実施箇所</th> <th rowspan="2">計画（11）</th> <th colspan="2">初期予測結果と実測結果との比較</th> <th rowspan="2">計画</th> <th rowspan="2">実施</th> <th rowspan="2">評議会</th> </tr> <tr> <th>計画</th> <th>実測</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">PWR2号機（47条）</td> <td>ガスループ</td> <td>実測結果と一致（本規則）</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吸気水温（本規則）</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吐出水温（本規則）</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吸気温（47条）</td> <td>実測結果と一致（本規則）</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吐出温（本規則）</td> <td>実測結果と一致（本規則）</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吸気温（47条）</td> <td>実測結果と一致（本規則）</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吐出温（本規則）</td> <td>実測結果と一致（本規則）</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吸気温（47条）</td> <td>実測結果と一致（本規則）</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吐出温（本規則）</td> <td>実測結果と一致（本規則）</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吸気温（47条）</td> <td>実測結果と一致（本規則）</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">汽體熱交換器（47条）</td> <td>ガスループ</td> <td>実測結果と一致（本規則）</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吸気水温（本規則）</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吐出水温（本規則）</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吸気温（本規則）</td> <td>実測結果と一致（本規則）</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吐出温（本規則）</td> <td>実測結果と一致（本規則）</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吸気温（47条）</td> <td>実測結果と一致（本規則）</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吐出温（本規則）</td> <td>実測結果と一致（本規則）</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吸気温（47条）</td> <td>実測結果と一致（本規則）</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吐出温（本規則）</td> <td>実測結果と一致（本規則）</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吸気温（47条）</td> <td>実測結果と一致（本規則）</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">汽體熱交換器（47条）</td> <td>ガスループ</td> <td>実測結果と一致（本規則）</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吸気水温（本規則）</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吐出水温（本規則）</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吸気温（本規則）</td> <td>実測結果と一致（本規則）</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吐出温（本規則）</td> <td>実測結果と一致（本規則）</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吸気温（47条）</td> <td>実測結果と一致（本規則）</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吐出温（本規則）</td> <td>実測結果と一致（本規則）</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吸気温（47条）</td> <td>実測結果と一致（本規則）</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吐出温（本規則）</td> <td>実測結果と一致（本規則）</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吸気温（47条）</td> <td>実測結果と一致（本規則）</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(注) 実測結果については、実測結果と実測結果との比較（SA-2）を示す。</p>	実施箇所	計画（11）	初期予測結果と実測結果との比較		計画	実施	評議会	計画	実測	PWR2号機（47条）	ガスループ	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吸気水温（本規則）	-	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吐出水温（本規則）	-	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吸気温（47条）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吐出温（本規則）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吸気温（47条）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吐出温（本規則）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吸気温（47条）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吐出温（本規則）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吸気温（47条）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	汽體熱交換器（47条）	ガスループ	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吸気水温（本規則）	-	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吐出水温（本規則）	-	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吸気温（本規則）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吐出温（本規則）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吸気温（47条）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吐出温（本規則）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吸気温（47条）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吐出温（本規則）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吸気温（47条）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	汽體熱交換器（47条）	ガスループ	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吸気水温（本規則）	-	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吐出水温（本規則）	-	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吸気温（本規則）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吐出温（本規則）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吸気温（47条）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吐出温（本規則）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吸気温（47条）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吐出温（本規則）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吸気温（47条）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	
実施箇所	計画（11）	初期予測結果と実測結果との比較			計画	実施				評議会																																																																																																																																																																																									
		計画	実測																																																																																																																																																																																																
PWR2号機（47条）	ガスループ	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吸気水温（本規則）	-	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吐出水温（本規則）	-	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吸気温（47条）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吐出温（本規則）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吸気温（47条）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吐出温（本規則）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吸気温（47条）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吐出温（本規則）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吸気温（47条）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
汽體熱交換器（47条）	ガスループ	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吸気水温（本規則）	-	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吐出水温（本規則）	-	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吸気温（本規則）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吐出温（本規則）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吸気温（47条）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吐出温（本規則）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吸気温（47条）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吐出温（本規則）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吸気温（47条）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
汽體熱交換器（47条）	ガスループ	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吸気水温（本規則）	-	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吐出水温（本規則）	-	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吸気温（本規則）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吐出温（本規則）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吸気温（47条）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吐出温（本規則）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吸気温（47条）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吐出温（本規則）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吸気温（47条）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

自発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																
	<p style="text-align: center;">第51条 原子炉格納容器下部の溶接切欠治却するための設備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部品種別</th> <th rowspan="2">部品番号</th> <th colspan="4">内筒下部溶接治却下部</th> <th rowspan="2">内筒 溶接治却下部</th> <th rowspan="2">外筒 溶接治却下部</th> <th rowspan="2">内筒 溶接治却上部</th> <th rowspan="2">外筒 溶接治却上部</th> </tr> <tr> <th>内筒 溶接治却下部</th> <th>内筒 溶接治却上部</th> <th>外筒 溶接治却下部</th> <th>外筒 溶接治却上部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内筒</td> <td>内筒溶接治却下部</td> <td>内筒溶接治却上部</td> <td>外筒溶接治却下部</td> <td>外筒溶接治却上部</td> <td>内筒溶接治却下部</td> <td>外筒溶接治却下部</td> <td>内筒溶接治却上部</td> <td>外筒溶接治却上部</td> </tr> <tr> <td>外筒</td> <td>外筒溶接治却下部</td> <td>外筒溶接治却上部</td> <td>内筒溶接治却下部</td> <td>内筒溶接治却上部</td> <td>外筒溶接治却下部</td> <td>内筒溶接治却上部</td> <td>外筒溶接治却下部</td> <td>内筒溶接治却上部</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(51条)内筒溶接治却下部、外筒溶接治却下部、内筒溶接治却上部、外筒溶接治却上部</p> <p style="text-align: center;">第52条 原子炉格納容器上部の溶接切欠治却するための設備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部品種別</th> <th rowspan="2">部品番号</th> <th colspan="4">内筒上部溶接治却下部</th> <th rowspan="2">内筒 溶接治却下部</th> <th rowspan="2">外筒 溶接治却下部</th> <th rowspan="2">内筒 溶接治却上部</th> <th rowspan="2">外筒 溶接治却上部</th> </tr> <tr> <th>内筒 溶接治却下部</th> <th>内筒 溶接治却上部</th> <th>外筒 溶接治却下部</th> <th>外筒 溶接治却上部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内筒</td> <td>内筒溶接治却下部</td> <td>内筒溶接治却上部</td> <td>外筒溶接治却下部</td> <td>外筒溶接治却上部</td> <td>内筒溶接治却下部</td> <td>外筒溶接治却下部</td> <td>内筒溶接治却上部</td> <td>外筒溶接治却上部</td> </tr> <tr> <td>外筒</td> <td>外筒溶接治却下部</td> <td>外筒溶接治却上部</td> <td>内筒溶接治却下部</td> <td>内筒溶接治却上部</td> <td>外筒溶接治却下部</td> <td>内筒溶接治却上部</td> <td>外筒溶接治却下部</td> <td>内筒溶接治却上部</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(52条)内筒溶接治却下部、外筒溶接治却下部、内筒溶接治却上部、外筒溶接治却上部</p>	部品種別	部品番号	内筒下部溶接治却下部				内筒 溶接治却下部	外筒 溶接治却下部	内筒 溶接治却上部	外筒 溶接治却上部	内筒 溶接治却下部	内筒 溶接治却上部	外筒 溶接治却下部	外筒 溶接治却上部	内筒	内筒溶接治却下部	内筒溶接治却上部	外筒溶接治却下部	外筒溶接治却上部	内筒溶接治却下部	外筒溶接治却下部	内筒溶接治却上部	外筒溶接治却上部	外筒	外筒溶接治却下部	外筒溶接治却上部	内筒溶接治却下部	内筒溶接治却上部	外筒溶接治却下部	内筒溶接治却上部	外筒溶接治却下部	内筒溶接治却上部	部品種別	部品番号	内筒上部溶接治却下部				内筒 溶接治却下部	外筒 溶接治却下部	内筒 溶接治却上部	外筒 溶接治却上部	内筒 溶接治却下部	内筒 溶接治却上部	外筒 溶接治却下部	外筒 溶接治却上部	内筒	内筒溶接治却下部	内筒溶接治却上部	外筒溶接治却下部	外筒溶接治却上部	内筒溶接治却下部	外筒溶接治却下部	内筒溶接治却上部	外筒溶接治却上部	外筒	外筒溶接治却下部	外筒溶接治却上部	内筒溶接治却下部	内筒溶接治却上部	外筒溶接治却下部	内筒溶接治却上部	外筒溶接治却下部	内筒溶接治却上部		(51条)
部品種別	部品番号			内筒下部溶接治却下部								内筒 溶接治却下部	外筒 溶接治却下部	内筒 溶接治却上部	外筒 溶接治却上部																																																				
		内筒 溶接治却下部	内筒 溶接治却上部	外筒 溶接治却下部	外筒 溶接治却上部																																																														
内筒	内筒溶接治却下部	内筒溶接治却上部	外筒溶接治却下部	外筒溶接治却上部	内筒溶接治却下部	外筒溶接治却下部	内筒溶接治却上部	外筒溶接治却上部																																																											
外筒	外筒溶接治却下部	外筒溶接治却上部	内筒溶接治却下部	内筒溶接治却上部	外筒溶接治却下部	内筒溶接治却上部	外筒溶接治却下部	内筒溶接治却上部																																																											
部品種別	部品番号	内筒上部溶接治却下部				内筒 溶接治却下部	外筒 溶接治却下部	内筒 溶接治却上部	外筒 溶接治却上部																																																										
		内筒 溶接治却下部	内筒 溶接治却上部	外筒 溶接治却下部	外筒 溶接治却上部																																																														
内筒	内筒溶接治却下部	内筒溶接治却上部	外筒溶接治却下部	外筒溶接治却上部	内筒溶接治却下部	外筒溶接治却下部	内筒溶接治却上部	外筒溶接治却上部																																																											
外筒	外筒溶接治却下部	外筒溶接治却上部	内筒溶接治却下部	内筒溶接治却上部	外筒溶接治却下部	内筒溶接治却上部	外筒溶接治却下部	内筒溶接治却上部																																																											

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第53条：水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備						
設備開設・割合	系統別	代替する機能を有する設備基準適合性	設備別	重大事故対応計画	重大事故対応計画	(53条)
アニオラ水素浓度計 アニオラ水素浓度監視	水素津田	—	—	—	—	【女川】
第53条：水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備						
設備開設・割合	系統別	代替する機能を有する設備基準適合性	設備別	重大事故対応計画	重大事故対応計画	対応手段、対応設備の相違
アニオラ水素浓度計 アニオラ水素浓度監視	水素津田	—	—	—	—	【大飯】
第53条：水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備						
設備開設・割合	系統別	代替する機能を有する設備基準適合性	設備別	重大事故対応計画	重大事故対応計画	記載方針の相違
アニオラ水素浓度計 アニオラ水素浓度監視	水素津田	—	—	—	—	・女川審査実績の反映（流路となる設備の記載）
(伊方の例)						
アニオラ水素浓度計 アニオラ水素浓度監視	水素濃度監視	—	—	可燃	可燃型重大事故対応設備	—
(伊方の例)						
アニオラ水素浓度計 アニオラ水素浓度監視	水素濃度監視	—	—	—	—	・重大事故等対処設備として選定する設備の相違理由は、個別条文にて説明
(伊方の例)						
アニオラ水素浓度計 アニオラ水素浓度監視	水素濃度監視	—	—	—	—	・大飯・女川の水素浓度監視設備は常設設備であるが、泊は可搬型設備で水素浓度監視をする。(伊方と同様)

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3／4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由
第55条 工場等への放射性物質の排放を抑制するための設備				第56条 工場等への放射性物質の排放を抑制するための設備				第57条 工場等への施設用物質の配給				(55条)
貯蔵装置(料筒)	井戸機器	六葉十九筒組合せ計画基準基準規制機器	貯蔵槽	貯蔵槽	貯蔵槽	貯蔵槽	貯蔵槽	貯蔵槽	貯蔵槽	貯蔵槽	貯蔵槽	【女川】
充電ポンプ(排水槽)		可燃蒸気用	可燃	可燃	可燃	可燃	可燃	可燃	可燃	可燃	可燃	対応手段、対応設備の相違
放水槽		丸型-廃熱炉への	可燃	可燃	可燃	可燃	可燃	可燃	可燃	可燃	可燃	【大飯】
レトロフィット			—	—	—	—	—	—	—	—	—	記載方針の相違
送水車												・女川審査実績の反映（流路となる設備の記載）
スライドゲーポンプ												・重大事故等対処設備として選定する設備の相違理由は、個別条文にて説明
大掛かりポンプ(廃熱炉)		丸型-廃熱炉への	可燃	可燃	可燃	可燃	可燃	可燃	可燃	可燃	可燃	・大飯は、泡混合器を SA-3 と整理しているが、容器・管・ポンプ・弁・支持構造物に該当しない設備であるため、泊は泡混合設備を「—」と整理する。(伊方と同様)
放水槽			—	—	—	—	—	—	—	—	—	
レトロフィット												
大掛かりポンプ(廃熱炉)												
放水槽												
送水車												
貯蔵装置												
(伊方の例)												
大型ポンプ(泊直結運行)				可燃	可燃	可燃	可燃	可燃	可燃	可燃	可燃	
大型ポンプ				可燃	可燃	可燃	可燃	可燃	可燃	可燃	可燃	
放水槽		丸型機器丸型	—	可燃	可燃	可燃	可燃	可燃	可燃	可燃	可燃	
泊直結			—	可燃	可燃	可燃	可燃	可燃	可燃	可燃	可燃	

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共-1 重大事故等対応設備の設備分類及び選定について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由							
第57条 適用設備				第57条 適用設備				第57条 適用設備(2/2)									
設備種別		設備 ^(注1)		設備種別		設備 ^(注1)		設備種別		設備 ^(注1)							
区分		区分		区分		区分		区分		区分							
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器				内蔵機器				内蔵機器									
内蔵機器																	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対応設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第58条 計画設備

設備名(西面)	表面機器	代替する機能を有する設備または対応手段		計画機器	重大事故等対応設備	
		回路	耐震強度		回路	回路強度
(1)汽門操作装置(遮断)(西面)						
(1)汽門操作装置(遮断)(東面)	6	常時	定期検査装置 大型起動装置	—		
(1)汽門操作装置(遮断)(南面)	6	常時	定期検査装置 大型起動装置	—		
(1)汽門操作装置(遮断)(北面)	6	常時	定期検査装置 大型起動装置	—		
(2)汽門操作装置(遮断)						
(3)汽門操作装置(遮断)						
(4)汽門操作装置(遮断)						
(5)汽門操作装置(遮断)						
(6)汽門操作装置(遮断)						
(7)汽門操作装置(遮断)						
(8)汽門操作装置(遮断)						
(9)汽門操作装置(遮断)						
(10)汽門操作装置(遮断)						
(11)汽門操作装置(遮断)						
(12)汽門操作装置(遮断)						
(13)汽門操作装置(遮断)						
(14)汽門操作装置(遮断)						
(15)汽門操作装置(遮断)						
(16)汽門操作装置(遮断)						
(17)汽門操作装置(遮断)						
(18)汽門操作装置(遮断)						
(19)汽門操作装置(遮断)						
(20)汽門操作装置(遮断)						
(21)汽門操作装置(遮断)						
(22)汽門操作装置(遮断)						
(23)汽門操作装置(遮断)						
(24)汽門操作装置(遮断)						
(25)汽門操作装置(遮断)						
(26)汽門操作装置(遮断)						
(27)汽門操作装置(遮断)						
(28)汽門操作装置(遮断)						
(29)汽門操作装置(遮断)						
(30)汽門操作装置(遮断)						
(31)汽門操作装置(遮断)						
(32)汽門操作装置(遮断)						
(33)汽門操作装置(遮断)						
(34)汽門操作装置(遮断)						
(35)汽門操作装置(遮断)						
(36)汽門操作装置(遮断)						
(37)汽門操作装置(遮断)						
(38)汽門操作装置(遮断)						
(39)汽門操作装置(遮断)						
(40)汽門操作装置(遮断)						
(41)汽門操作装置(遮断)						
(42)汽門操作装置(遮断)						
(43)汽門操作装置(遮断)						
(44)汽門操作装置(遮断)						
(45)汽門操作装置(遮断)						
(46)汽門操作装置(遮断)						
(47)汽門操作装置(遮断)						
(48)汽門操作装置(遮断)						
(49)汽門操作装置(遮断)						
(50)汽門操作装置(遮断)						
(51)汽門操作装置(遮断)						
(52)汽門操作装置(遮断)						
(53)汽門操作装置(遮断)						
(54)汽門操作装置(遮断)						
(55)汽門操作装置(遮断)						
(56)汽門操作装置(遮断)						
(57)汽門操作装置(遮断)						
(58)汽門操作装置(遮断)						
(59)汽門操作装置(遮断)						
(60)汽門操作装置(遮断)						
(61)汽門操作装置(遮断)						
(62)汽門操作装置(遮断)						
(63)汽門操作装置(遮断)						
(64)汽門操作装置(遮断)						
(65)汽門操作装置(遮断)						
(66)汽門操作装置(遮断)						
(67)汽門操作装置(遮断)						
(68)汽門操作装置(遮断)						
(69)汽門操作装置(遮断)						
(70)汽門操作装置(遮断)						
(71)汽門操作装置(遮断)						
(72)汽門操作装置(遮断)						
(73)汽門操作装置(遮断)						
(74)汽門操作装置(遮断)						
(75)汽門操作装置(遮断)						
(76)汽門操作装置(遮断)						
(77)汽門操作装置(遮断)						
(78)汽門操作装置(遮断)						
(79)汽門操作装置(遮断)						
(80)汽門操作装置(遮断)						
(81)汽門操作装置(遮断)						
(82)汽門操作装置(遮断)						
(83)汽門操作装置(遮断)						
(84)汽門操作装置(遮断)						
(85)汽門操作装置(遮断)						
(86)汽門操作装置(遮断)						
(87)汽門操作装置(遮断)						
(88)汽門操作装置(遮断)						
(89)汽門操作装置(遮断)						
(90)汽門操作装置(遮断)						
(91)汽門操作装置(遮断)						
(92)汽門操作装置(遮断)						
(93)汽門操作装置(遮断)						
(94)汽門操作装置(遮断)						
(95)汽門操作装置(遮断)						
(96)汽門操作装置(遮断)						
(97)汽門操作装置(遮断)						
(98)汽門操作装置(遮断)						
(99)汽門操作装置(遮断)						
(100)汽門操作装置(遮断)						
(101)汽門操作装置(遮断)						
(102)汽門操作装置(遮断)						
(103)汽門操作装置(遮断)						
(104)汽門操作装置(遮断)						
(105)汽門操作装置(遮断)						
(106)汽門操作装置(遮断)						
(107)汽門操作装置(遮断)						
(108)汽門操作装置(遮断)						
(109)汽門操作装置(遮断)						
(110)汽門操作装置(遮断)						
(111)汽門操作装置(遮断)						
(112)汽門操作装置(遮断)						
(113)汽門操作装置(遮断)						
(114)汽門操作装置(遮断)						
(115)汽門操作装置(遮断)						
(116)汽門操作装置(遮断)						
(117)汽門操作装置(遮断)						
(118)汽門操作装置(遮断)						
(119)汽門操作装置(遮断)						
(120)汽門操作装置(遮断)						
(121)汽門操作装置(遮断)						
(122)汽門操作装置(遮断)						
(123)汽門操作装置(遮断)						
(124)汽門操作装置(遮断)						
(125)汽門操作装置(遮断)						
(126)汽門操作装置(遮断)						
(127)汽門操作装置(遮断)						
(128)汽門操作装置(遮断)						
(129)汽門操作装置(遮断)						
(130)汽門操作装置(遮断)						
(131)汽門操作装置(遮断)						
(132)汽門操作装置(遮断)						
(133)汽門操作装置(遮断)						
(134)汽門操作装置(遮断)						
(135)汽門操作装置(遮断)						
(136)汽門操作装置(遮断)						
(137)汽門操作装置(遮断)						
(138)汽門操作装置(遮断)						
(139)汽門操作装置(遮断)						
(140)汽門操作装置(遮断)						
(141)汽門操作装置(遮断)						
(142)汽門操作装置(遮断)						
(143)汽門操作装置(遮断)						
(144)汽門操作装置(遮断)						
(145)汽門操作装置(遮断)						
(146)汽門操作装置(遮断)						
(147)汽門操作装置(遮断)						
(148)汽門操作装置(遮断)						
(149)汽門操作装置(遮断)						
(150)汽門操作装置(遮断)						
(151)汽門操作装置(遮断)						
(152)汽門操作装置(遮断)						
(153)汽門操作装置(遮断)						
(154)汽門操作装置(遮断)						
(155)汽門操作装置(遮断)						
(156)汽門操作装置(遮断)						
(157)汽門操作装置(遮断)						
(158)汽門操作装置(遮断)						
(159)汽門操作装置(遮断)						
(160)汽門操作装置(遮断)						
(161)汽門操作装置(遮断)						
(162)汽門操作装置(遮断)						
(163)汽門操作装置(遮断)						
(164)汽門操作装置(遮断)						
(165)汽門操作装置(遮断)						
(166)汽門操作装置(遮断)						
(167)汽門操作装置(遮断)						
(168)汽門操作装置(遮断)						
(169)汽門操作装置(遮断)						
(170)汽門操作装置(遮断)						
(171)汽門操作装置(遮断)						
(172)汽門操作装置(遮断)						
(173)汽門操作装置(遮断)						
(174)汽門操作装置(遮断)						
(175)汽門操作装置(遮断)						
(176)汽門操作装置(遮断)						
(177)汽門操作装置(遮断)						
(178)汽門操作装置(遮断)						
(179)汽門操作装置(遮断)						
(180)汽門操作装置(遮断)						
(181)汽門操作装置(遮断)						
(182)汽門操作装置(遮断)						
(183)汽門操作装置(遮断)						
(184)汽門操作装置(遮断)						
(185)汽門操作装置(遮断)						
(186)汽門操作装置(遮断)						
(187)汽門操作装置(遮断)						
(188)汽門操作装置(遮断)						
(189)汽門操作装置(遮断)						
(190)汽門操作装置(遮断)						
(191)汽門操作装置(遮断)						
(192)汽門操作装置(遮断)						
(193)汽門操作装置(遮断)						
(194)汽門操作装置(遮断)						
(195)汽門操作装置(遮断)						
(196)汽門操作装置(遮断)						
(197)汽門操作装置(遮断)						
(198)汽門操作装置(遮断)						
(199)汽門操作装置(遮断)						
(200)汽門操作装置(遮断)						
(201)汽門操作装置(遮断)						
(202)汽門操作装置(遮断)						
(203)汽門操作装置(遮断)						
(204)汽門操作装置(遮断)						
(205)汽門操作装置(遮断)						
(206)汽門操作装置(遮断)						
(207)汽門操作装置(遮断)						
(208)汽門操作装置(遮断)						
(209)汽門操作装置(遮断)						
(210)汽門操作装置(遮断)						
(211)汽門操作装置(遮断)						
(212)汽門操作装置(遮断)						
(213)汽門操作装置(遮断)						
(214)汽門操作装置(遮断)						
(215)汽門操作装置(遮断)						
(216)汽門操作装置(遮断)						
(217)汽門操作装置(遮断)						
(218)汽門操作装置(遮断)						
(219)汽門操作装置(遮断)						
(220)汽門操作装置(遮断)						
(221)汽門操作装置(遮断)						
(222)汽門操作装置(遮断)						
(223)汽門操作装置(遮断)						
(224)汽門操作装置(遮断)						
(225)汽門操作装置(遮断)						
(226)汽門操作装置(遮断)						
(227)汽門操作装置(遮断)						
(228)汽門操作装置(遮断)						
(229)汽門操作装置(遮断)						
(230)汽門操作装置(遮断)			</			

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯3・4号炉 可搬型重大事故等対処設備の選え方にについて										泊発電所3号炉										相違理由									
No.	設備名稱	選え方	備考	3号炉	4号炉	合計	備考	3号炉	4号炉	合計	備考	3号炉	4号炉	合計	備考	3号炉	4号炉	合計	備考	3号炉	4号炉	合計	備考						
1 可搬式代替給水ポンプ	1号炉+2 (7)	一	1号炉+2 (7)	2	2	1	3	②	1号炉+2 (7)	2	2	1	3	②	1号炉+2 (7)	2	2	1	3	②	1号炉+2 (7)	2	2	1	3	②			
2 係留立坑構造	2号炉+3 (7)	一	2号炉+3 (7)	2	2	1	3	②	2号炉+3 (7)	2	2	1	3	②	2号炉+3 (7)	2	2	1	3	②	2号炉+3 (7)	2	2	1	3	②			
3 大浴槽ポンプ	2号炉+3 (7)	一	2号炉+3 (7)	2	2	1	3	②	2号炉+3 (7)	2	2	1	3	②	2号炉+3 (7)	2	2	1	3	②	2号炉+3 (7)	2	2	1	3	②			
4 大浴槽ポンプ(淡水用)	1/2号炉+3 (7)	2	大浴槽ポンプ淡水側に接続して使用 するため、必要な機器として選出。	2	2	1	3	—	大浴槽ポンプのいわゆる運用する。	2	2	1	3	—	大浴槽ポンプのいわゆる運用する。	2	2	1	3	—	大浴槽ポンプのいわゆる運用する。	2	2	1	3	—			
5 洋水池	1/2号炉+3 (7)	2	上述の浴槽構造に影響して、必要となる物として選出。	2	2	1	3	②	上述の浴槽構造に影響して、必要となる物として選出。	2	2	1	3	②	上述の浴槽構造に影響して、必要となる物として選出。	2	2	1	3	②	上述の浴槽構造に影響して、必要となる物として選出。	2	2	1	3	②			
6 泳水渠	2号炉+3 (7)	一	2号炉+3 (7)	2	2	1	3	②	2号炉+3 (7)	2	2	1	3	②	2号炉+3 (7)	2	2	1	3	②	2号炉+3 (7)	2	2	1	3	②			
7 電源機	2号炉+3 (7)	一	2号炉+3 (7)	2	2	1	3	②	2号炉+3 (7)	2	2	1	3	②	2号炉+3 (7)	2	2	1	3	②	2号炉+3 (7)	2	2	1	3	②			
8 電源装置運転活性化装置	2号炉+3 (7)	一	2号炉+3 (7)	2	2	1	3	②	2号炉+3 (7)	2	2	1	3	②	2号炉+3 (7)	2	2	1	3	②	2号炉+3 (7)	2	2	1	3	②			
9 電源装置運転活性化装置	2号炉+3 (7)	一	2号炉+3 (7)	2	2	1	3	②	2号炉+3 (7)	2	2	1	3	②	2号炉+3 (7)	2	2	1	3	②	2号炉+3 (7)	2	2	1	3	②			
10 可搬式リチウムイオン蓄電池	1号炉+2 (4)	一	1号炉+2 (4)	2	2	1	3	①	1号炉+2 (4)	2	2	1	3	①	1号炉+2 (4)	2	2	1	3	①	1号炉+2 (4)	2	2	1	3	①			
11 可搬式空気洗浄機	1号炉+2 (4)	一	1号炉+2 (4)	2	2	1	3	②	1号炉+2 (4)	2	2	1	3	②	1号炉+2 (4)	2	2	1	3	②	1号炉+2 (4)	2	2	1	3	②			
12 生活介護室	1/2号炉+3 (7)	一	1/2号炉+3 (7)	2	2	1	3	—	1/2号炉+3 (7)	2	2	1	3	—	1/2号炉+3 (7)	2	2	1	3	—	1/2号炉+3 (7)	2	2	1	3	—			
13 ゲンクローリー	1号炉+3 (7)	2	電源装置の構造的に合致する特殊装置出力等の機器	2	2	1	3	②	電源装置の構造的に合致する特殊装置出力等の機器	2	2	1	3	②	電源装置の構造的に合致する特殊装置出力等の機器	2	2	1	3	②	電源装置の構造的に合致する特殊装置出力等の機器	2	2	1	3	②			
14 ジルトフローナス	1号炉+3 (7)	2	電源装置×2個 各出口の差込口に通す各部に合致する 特殊装置出力等の機器	2	2	1	3	②	電源装置×2個 各出口の差込口に通す各部に合致する 特殊装置出力等の機器	2	2	1	3	②	電源装置×2個 各出口の差込口に通す各部に合致する 特殊装置出力等の機器	2	2	1	3	②	電源装置×2個 各出口の差込口に通す各部に合致する 特殊装置出力等の機器	2	2	1	3	②			
15 小型給油機	1号炉+3 (7)	一	1号炉+3 (7)	2	2	1	3	—	1号炉+3 (7)	2	2	1	3	—	1号炉+3 (7)	2	2	1	3	—	1号炉+3 (7)	2	2	1	3	—			
16 給油マニホールド	1号炉+3 (7)	165 (165)	送風機に接続する日間の必要な部品合計 (165)	165 (165)	165 (165)	165 (165)	165 (165)	—	送風機に接続する日間の必要な部品合計 (165)	165 (165)	165 (165)	165 (165)	165 (165)	—	送風機に接続する日間の必要な部品合計 (165)	165 (165)	165 (165)	165 (165)	165 (165)	—	送風機に接続する日間の必要な部品合計 (165)	165 (165)	165 (165)	165 (165)	165 (165)	—			
17 可搬式空気洗浄機(代替物) 給水装置(代替物)	1号炉+3 (7)	2	七種類用空気洗浄機にして、A種類(1台)、B種類(1台)、C種類(1台)、D種類(1台)、E種類(1台)、F種類(1台)、G種類(1台)、H種類(1台)、I種類(1台)を組み合わせてあるため、 ハンドル式を含む。	2	2	1	3	—	七種類用空気洗浄機にして、A種類(1台)、B種類(1台)、C種類(1台)、D種類(1台)、E種類(1台)、F種類(1台)、G種類(1台)、H種類(1台)、I種類(1台)を組み合わせてあるため、 ハンドル式を含む。	2	2	1	3	—	七種類用空気洗浄機にして、A種類(1台)、B種類(1台)、C種類(1台)、D種類(1台)、E種類(1台)、F種類(1台)、G種類(1台)、H種類(1台)、I種類(1台)を組み合わせてあるため、 ハンドル式を含む。	2	2	1	3	—	七種類用空気洗浄機にして、A種類(1台)、B種類(1台)、C種類(1台)、D種類(1台)、E種類(1台)、F種類(1台)、G種類(1台)、H種類(1台)、I種類(1台)を組み合わせてあるため、 ハンドル式を含む。	2	2	1	3	—			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

No.	設備名稱	運営者 要求	3/2中 合計	1/1/10/11/12/13 合計	3号炉	4号炉	合計	図2中 合計	図2中 の番号
10	異常モード用制御空気 供給用	10 (4)	代用制御空気供給用に必要な部品の本数と耗材 量、合紙数	10 (4)	代用制御空気供給用に必要な部品の本数と耗材 量、合紙数	10 (4) (合計2+合計2)	24	1 (1)	機能要求の無い、特種機器に該当する部品が能る事。 ハフタフを1つにして。
11	排水モード用制御水封 水槽用	2 (2)	原子炉冷却水系水サーバンク加圧用に必要な部品 量と本数	2 (2)	原子炉冷却水系水サーバンク加圧用に必要な部品 量と本数	2 (2) (合計2+合計2)	8	1 (1)	機能要求の無い、特種機器に該当する部品が能る事。 ハフタフを1つにして。
20	可搬型給排水装置水素7.4kg 利抗装置	1 (1)	-	-	-	1 (1)	36	4 (1)	機能要求の無い、特種機器に該当する部品が能る事。 ハフタフを1つにして。
21	利抗装置	1 (1)	-	-	1 (1)	1 (1)	21+1	4 (1)	機能要求の無い、特種機器に該当する部品が能る事。 ハフタフを1つにして。
22	火災共通施設	1 (1)	一式	-	1 (1)	1 (1)	21+1	4 (1)	機能要求の無い、特種機器に該当する部品が能る事。 ハフタフを1つにして。
23	スプレイヤヘッド	1 (1)	2 台	2 台	2 台	2 台	8	2 (1)	同上
24	通用消防栓シート壁マスク	1 (1)	-	-	1 (1)	1 (1)	2	2 (1)	同上
25	通用消防栓シート壁マスク	1 (1)	2 台	2 台	2 台	2 台	5	2 (1)	同上
26	可搬型給排水装置水素2kg 利抗装置	1 (1)	-	-	1 (1)	21+1	4 (1)	機能要求の無い、特種機器に該当する部品が能る事。 ハフタフを1つにして。	
27	利抗装置	1 (1)	40 台	40 台	40 台	40 台	120	1 (1)	同上
28	利抗装置ポンプシート水栓	1 (1)	2 台	2 台	2 台	2 台	5	2 (1)	同上
29	利抗装置	1 (1)	-	-	1 (1)	1 (1)	2	2 (1)	同上
30	利抗装置設計構造用 荷物	1 (1)	3 台	3 台	3 台	3 台	9	1 (1)	機能要求の無い、特種機器に該当する部品が能る事。 ハフタフを1つにして。
31	利抗装置ユーフラップ 入口装置 出口装置(5/10)	1 (1)	-	-	1 (1)	21+1	4 (1)	機能要求の無い、特種機器に該当する部品が能る事。 ハフタフを1つにして。	
32	原子炉冷却水系水サーバンク リクエストランク	1 (1)	-	-	1 (1)	21+1	4 (1)	機能要求の無い、特種機器に該当する部品が能る事。 ハフタフを1つにして。	

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
No.	回路名稱	主冷却水 流量 (m³/s)	主冷却水 温度 (℃)	回路名稱 (主冷却水) 主冷却水 流量 (m³/s)	主冷却水 温度 (℃)	回路名稱 (主冷却水) 主冷却水 流量 (m³/s)